**補助対象期間について**

補助対象利子

 ・**最初の利子返済日から３年以内**に返済した利子。

　　　※第１回目から第３６回目までの利子返済分が対象です。

令和６年度交付予定額

 ・**令和６年１月から令和６年１２月**に返済した補助対象利子のうち、年１％の利率に相当する額を上限として算出します。

　　　　※利率が年１％を超える場合は利率を年１％として計算した額（１円未満切り捨て）、利率が年１％以下の場合は、返済した補助対象利子全額

注意事項

　・令和３年に最初の利子を返済した事業者につきましては、令和６年の途中で補助対象期間が終了します。申請書にご記入いただく「返済額」及び「利子額」は、補助対象期間内に返済した利子としていただきますようお願いいたします。

　・返済日が月末の場合、１２月３１日が金融機関の年末年始休業日にあたるため、１２月分は翌年１月に支払うこととなります。この場合、１２月分は翌年度の補助対象となります。（補助対象期間の例「３．返済日が月末のケース」参照）

補助対象期間の例

１．令和６年５月から利子返済を開始したケース（毎月１５日返済の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| R6.5.15（第1回目の利子返済日） ↓ |  | R6.12.15返済↓ |  |
|  | R6.5月～R6.12月分 | R7.1月分～ |
|  | 令和６年度補助対象 | 令和７年度以降の補助対象 |

２．令和６年１０月に補助対象期間が終了するケース（毎月１５日返済の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| R3.11.16（第1回目の利子返済日） ↓ | R6.1.16返済　　 ↓ |  | R6.10.16返済（第36回目の利子返済日）↓ |
|  | R3.11月分～R5.12月分 | R6.1月～R6.10月分 | R6.11月分～ |
|  | 令和5年度までの補助対象 | 令和6年度補助対象 | 補助対象外 |

３．返済日が月末のケース

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 　　  | R6.1.4返済　　 ↓ |  |  | R6.11.30返済　　　　↓ | R7.1.4返済　　　↓ |
| ～R5.11月分 | R5.12月分 | R6.1月～R6.11月分 | R6.12月分～ |  |
| 令和5年度補助対象 | 令和6年度補助対象 | 令和7年度補助対象 |